

第5回太良町議会（定例会第4回）

平成28年12月2日～12月9日

議案

平成28年第5回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 8日間（12月2日～12月9日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	12. 2	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・行政報告 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12. 3	土	休 会	—	
第3日	12. 4	日	休 会	—	
第4日	12. 5	月	（ 議 案 調 査 ）		
第5日	12. 6	火	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決
第6日	12. 7	水	休 会	—	
第7日	12. 8	木	休 会	—	
第8日	12. 9	金	本会議	9時30分	一般質問・閉会

平成28年第5回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目 12月 2日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	行政報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第63号～議案第79号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提出議案目録

- 議案第63号 太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について
- 議案第64号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第68号 指定管理者の指定について
- 議案第69号 指定管理者の指定について
- 議案第70号 指定管理者の指定について
- 議案第71号 指定管理者の指定について
- 議案第72号 指定管理者の指定について
- 議案第73号 指定管理者の指定について
- 議案第74号 指定管理者の指定について
- 議案第75号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第76号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第77号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第78号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第79号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について

上記のとおり

平成28年12月2日

太良町長 岩 島 正 昭

議案第63号

太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員
の定数に関する条例の制定について

太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の定数の見直しが必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化
推進委員の定数に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 法第8条第2項の規定により条例で定める農業委員会の委員の定数は、8人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 法第18条第2項の規定により条例で定める農地利用最適化推進委員の定数は、11人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（太良町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

2 太良町農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成17年太良町条例第6号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の前に現に任命されている農業委員会の委員においては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第64号

太良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び報酬額の見直
しが必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年太良町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会	会長	年額 285,700 円	〃
	会長職務代理者	年額 235,000 円	〃
	委員	年額 213,800 円	〃

を

農業委員会	会長	基本給	年額 285,700 円	〃
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	
	会長職務代理者	基本給	年額 235,000 円	〃
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	
	委員	基本給	年額 213,800 円	〃
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	
	農地利用最適化推進委員	基本給	年額 168,000 円	〃
		能率給	予算の範囲内で町長が定める額	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の改正前に、現に任命されている農業委員会の委員においては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第65号

太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

地方税法等の一部改正等により、太良町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例等の一部を改正する条例(案)

(太良町税条例の一部改正)

第1条 太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」及び同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

第43条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

第43条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次

の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額

(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税

額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第16条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第

446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のものに」、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条

の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条

第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相

互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

(太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 太良町税条例の一部を改正する条例(平成27年太良町条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、太良町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例附則第16条の改正規定 平成29年4月1日
- (2) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定
平成30年1月1日
- (3) 第1条中町税条例附則第20条の2の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規程による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第20条の2の規定は、前条第3号に規定する施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第66号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

所得税法等の一部改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

別紙

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

附則中第16項を第18項とし、第13項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第25条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第

8条、第10条及び第25条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第67号

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

小学生以上の子どもの医療費助成について、現行の立て替え払い方式から、
未就学児の取り扱い方式である「現物給付化」とするため、この案を提出する。

別紙

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例（案）

太良町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児及び児童（以下、「子ども」という。）」を「子ども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、規則で定める者を除く。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第3項を削る。

第6条中「第1号助成対象者」を「助成対象者」に、「乳幼児」を「子ども」に改める。

第7条中「第1号助成対象者」を「助成対象者」に、「乳幼児」を「子ども」に改め、同条中第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条中「第1号助成対象者」を「助成対象者」に、「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日の前日までに行われた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第68号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町農村公園	太良町大字多良 8921 番地 大川内区 区長 馬場 重之	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町農村公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第69号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名 称	指定する団体	指定の期間
太良町健康の森公園	太良町大字多良 3217 番地 3 太良町森林組合	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町健康の森公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第70号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
竹崎城址展望台公園	太良町大字多良4177番地 森川造園	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、竹崎城址展望台公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 71 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売 飲食施設「たらふく館」 及び「たらふく館別館」	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「たらふく館」及び「たらふく館別館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第72号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町活性化センター	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町活性化センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第73号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売 飲食施設「漁師の館」	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 漁師の館運営協議会	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「漁師の館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第74号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町観光案内所	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 太良町観光協会	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町観光案内所の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第75号

平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,553,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月2日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		92,009	1,659	93,668
	1. 分担金	2,390	1,400	3,790
	2. 負担金	89,619	259	89,878
13. 国庫支出金		506,154	7,595	513,749
	1. 国庫負担金	369,029	5,051	374,080
	2. 国庫補助金	133,904	2,544	136,448
14. 県支出金		440,160	40,822	480,982
	1. 県負担金	211,799	2,861	214,660
	2. 県補助金	206,679	37,961	244,640
16. 寄附金		300,002	300,000	600,002
	1. 寄附金	300,002	300,000	600,002
17. 繰入金		539,554	242,630	782,184
	2. 基金繰入金	530,907	242,630	773,537
19. 諸収入		98,094	9,523	107,617

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 雑入	47,733	9,523	57,256
20. 町債		527,092	3,400	530,492
	1. 町債	527,092	3,400	530,492
歳入	合計	5,947,718	605,629	6,553,347

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		82,173	274	82,447
	1. 議会費	82,173	274	82,447
2. 総務費		1,162,891	499,802	1,662,693
	1. 総務管理費	1,017,381	499,684	1,517,065
	2. 徴税費	110,142	118	110,260
3. 民生費		1,544,222	36,167	1,580,389
	1. 社会福祉費	1,065,803	23,690	1,089,493
	2. 児童福祉費	478,417	12,477	490,894
4. 衛生費		588,203	22,214	610,417
	1. 保健衛生費	416,098	22,214	438,312
6. 農林水産業費		454,796	2,305	457,101
	1. 農業費	282,591	1,163	283,754
	2. 林業費	86,126	1,114	87,240
	3. 水産業費	86,079	28	86,107

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		218,124	4,112	222,236
	1. 商工費	218,124	4,112	222,236
8. 土木費		401,604	1,832	403,436
	1. 土木管理費	33,703	47	33,750
	2. 道路橋梁費	332,296	1,785	334,081
	4. 港湾費	228	0	228
9. 消防費		219,787	737	220,524
	1. 消防費	219,787	737	220,524
10. 教育費		758,130	676	758,806
	1. 教育総務費	82,697	54	82,751
	4. 社会教育費	90,011	448	90,459
	5. 保健体育費	388,660	174	388,834
11. 災害復旧費		32,508	37,510	70,018
	1. 農林水産施設災害復旧費	2,088	37,510	39,598
歳 出 合 計		5,947,718	605,629	6,553,347

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太良町定住促進住宅整備事業費	平成28年度から平成59年度まで	1,021,138

第3表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年補助災害復旧事業 (災害復旧事業)	3,400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
11. 分担金及び負担金	92,009	1,659	93,668	
13. 国庫支出金	506,154	7,595	513,749	
14. 県支出金	440,160	40,822	480,982	
16. 寄附金	300,002	300,000	600,002	
17. 繰入金	539,554	242,630	782,184	
19. 諸収入	98,094	9,523	107,617	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
20. 町債	527,092	3,400	530,492	
歳入合計	5,947,718	605,629	6,553,347	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	82,173	274	82,447				274
2. 総務費	1,162,891	499,802	1,662,693	21		733,800	△234,019
3. 民生費	1,544,222	36,167	1,580,389	12,140		259	23,768
4. 衛生費	588,203	22,214	610,417				22,214
6. 農林水産業費	454,796	2,305	457,101	845		143	1,317
7. 商工費	218,124	4,112	222,236	3,300	1,200		△388
8. 土木費	401,604	1,832	403,436		△2,100		3,932

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	219,787	737	220,524				737
10. 教育費	758,130	676	758,806		900		△224
11. 災害復旧費	32,508	37,510	70,018	32,111	3,400	1,400	599
歳出合計	5,947,718	605,629	6,553,347	48,417	3,400	735,602	△181,790

2 歳入

(款) 11. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 災害復旧費分担金	0	1,400	1,400	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	1,400	農地等災害復旧事業費分担金 (4.56%・0.47%)
計	2,390	1,400	3,790			

(款) 11. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

1. 民生費負担金	89,615	259	89,874	1. 社会福祉費負担金	259	老人ホーム入所者等負担金
計	89,619	259	89,878			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	324,043	5,051	329,094	1. 社会福祉費負担金	1,864	障害者自立支援給付費負担金 (1/2) 714
						障害児施設給付費等負担金 (1/2) 1,150
				2. 児童福祉費負担金	3,187	施設型給付費負担金 (1/2)
計	369,029	5,051	374,080			

(款) 13. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	25,012	2,544	27,556	1. 社会福祉費補助金	2,510	地域介護・福祉空間整備等交付金 (定額) 975
						臨時福祉給付金等給付事務費補助金 (10/10) 1,535
				2. 児童福祉費補助金	34	延長保育事業費補助金 (1/3)
計	133,904	2,544	136,448			

(款) 14. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	211,704	2,861	214,565	1. 社会福祉費負担金	932	障害者自立支援給付費負担金 (1/4) 357
						障害児施設給付費等負担金 (1/4) 575
				2. 児童福祉費負担金	1,929	施設型給付費負担金 (1/4)
計	211,799	2,861	214,660			

(款) 14. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県補助金	28,447	1,721	30,168	1. 総務管理費補助金	1,721	さが未来スイッチ交付金 (1/2)
2. 民生費県補助金	37,137	1,684	38,821	1. 社会福祉費補助金	930	地域共生ステーション防犯対策整備事業費補助金 (1/3)
						900
				佐賀県遺家族等援護事務市町交付金 (定額)	30	
				2. 児童福祉費補助金	754	母子家庭等医療費補助金 (1/2)
						720
						延長保育事業費補助金 (1/3)
						34
4. 農林水産業費県補助金	130,839	845	131,684	1. 農業費補助金	845	中山間地域等直接支払交付金 (3/4)
						176
						タマネギベと病緊急特別対策事業費補助金 (1/2)
						669
5. 商工費県補助金	1,615	1,600	3,215	1. 商工費補助金	1,600	地域交通モデル事業費補助金 (定額)
8. 災害復旧費県補助金	903	32,111	33,014	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	32,111	農地等災害復旧事業費補助金 (84.8%・95.3%)
計	206,679	37,961	244,640			

(款) 16. 寄附金 (項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. ふるさと応援寄附金	300,000	300,000	600,000	1. ふるさと応援寄附金	300,000	ふるさと応援寄附金
計	300,002	300,000	600,002			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	169,296	△169,296	0	1. 財政調整基金繰入金	△169,296	財政調整基金繰入金
2. 減債基金繰入金	131,815	△21,874	109,941	1. 減債基金繰入金	△21,874	減債基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	104,500	433,800	538,300	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	433,800	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	530,907	242,630	773,537			

(款) 19. 諸収入 (項) 5. 雑入

3. 過年度収入	77	1,730	1,807	1. 過年度収入	1,730	過年度収入
4. 雑入	47,654	7,793	55,447	2. 雑入	7,793	森林整備担い手育成基金助成事業助成金 143 介護保険費負担金精算金 7,650
計	47,733	9,523	57,256			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 災害復旧債	9,700	3,400	13,100	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	3,400	農地等災害復旧事業債(現年災)
計	527,092	3,400	530,492			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	82,173	274	82,447				274	3. 職員手当等	239	期末手当(議員) 159 勤勉手当 80
								4. 共済費	35	共済組合負担金
計	82,173	274	82,447				274			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	346,532	132	346,664				132	3. 職員手当等	132	期末手当(特別職) 76 勤勉手当 56
4. 企画財政管理費	279,648	199,552	479,200	21		433,800	△234,269	8. 報償費	150,000	ふるさと応援寄附金謝礼
								11. 需用費	475	消耗品費
								12. 役務費	42,475	通信運搬費 40,000 手数料 2,475
								13. 委託料	6,480	インターネット広告委託料
								18. 備品購入費	80	ふるさと応援寄附金事業用備品
								19. 負担金補助及び交付金	42	さが未来スイッチ交付金事業補助金
29. ふるさと応援寄附金基金費	300,000	300,000	600,000			300,000		25. 積立金	300,000	基金積立金
計	1,017,381	499,684	1,517,065	21		733,800	△234,137			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	57,834	118	57,952				118	3. 職員手当等	118	勤勉手当
計	110,142	118	110,260				118			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	224,733	3,510	228,243	1,565			1,945	3. 職員手当等	437	時間外勤務手当 321 勤勉手当 116
								4. 共済費	82	共済組合負担金
								11. 需用費	231	消耗品費 161
										印刷製本費 70
								12. 役務費	397	通信運搬費 256
										手数料 141
								13. 委託料	616	臨時福祉給付金給付システム改修委託料
28. 繰出金	1,747	国民健康保険特別会計繰出金(財政安定化支援)								
2. 老人福祉総務費	458,384	9,587	467,971	1,875		259	7,453	13. 委託料	576	介護保険システム増設分統合端末設置委託料
								19. 負担金補助及び交付金	8,109	後期高齢者医療広域連合負担金(前年度精算分) 5,334 地域共生ステーション防犯対策整備事業費補助金 1,800 地域介護・福祉空間整備推進交付金 975

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
								20. 扶助費	849	老人ホーム入所措置費
								23. 償還金 子及び割 引料	53	県支出金精算返納金
4. 心身障害者 福祉総務費	288,033	10,475	298,508	2,796			7,679	19. 負担金補 助及び交 付金	162	特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金
								20. 扶助費	3,728	補装具費支給事業費 1,428 障害児通所支援給付費 2,300
								23. 償還金利 子及び割 引料	6,585	国庫支出金精算返納金 4,390 県支出金精算返納金 2,195
5. 国民年金費	8,698	8	8,706				8	4. 共済費	8	共済組合負担金
7. 地域支援事 業費	53,609	110	53,719				110	3. 職員手当 等	77	勤勉手当
								4. 共済費	33	共済組合負担金
計	1,065,803	23,690	1,089,493	6,236		259	17,195			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	82,946	3,337	86,283	68			3,269	2. 給料	860	一般職給	
								3. 職員手当等	679	扶養手当	46
										期末手当	235
										勤勉手当	209
										退職手当組合負担金	189
								4. 共済費	368	共済組合負担金	
								13. 委託料	486	子どもの医療費システム改修委託料	
19. 負担金補助及び交付金	691	保育所障害児保育推進事業費補助金	587								
		延長保育事業費補助金	104								
28. 繰出金	253	国民健康保険特別会計繰出金(子どもの医療費助成)									
3. 児童措置費	390,845	7,700	398,545	5,116			2,584	19. 負担金補助及び交付金	7,700	施設型給付費負担金	
4. 母子福祉費	4,200	1,440	5,640	720			720	20. 扶助費	1,440	母子家庭等医療費助成	
計	478,417	12,477	490,894	5,904			6,573				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 環境衛生費	103,099	22,214	125,313				22,214	3. 職員手当等	83	勤勉手当
								4. 共済費	37	共済組合負担金
								28. 繰出金	22,094	簡易水道特別会計繰出金 (公債費繰出分) 94 簡易水道特別会計繰出金 (建設費繰出分) 22,000
計	416,098	22,214	438,312				22,214			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	21,709	74	21,783				74	3. 職員手当等	74	勤勉手当
2. 農業総務費	41,256	52	41,308				52	3. 職員手当等	52	扶養手当
3. 農業振興費	83,313	234	83,547	176			58	19. 負担金補助及び交付金	234	中山間地域等直接支払交付金
4. 特産地づくり推進費	47,809	803	48,612	669			134	19. 負担金補助及び交付金	803	タマネギベと病緊急特別対策事業費補助金
計	282,591	1,163	283,754	845			318			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費	17,404	148	17,552				148	3. 職員手当等	75	勤勉手当
								4. 共済費	73	共済組合負担金
2. 林業振興費	40,625	286	40,911			143	143	19. 負担金補助及び交付金	286	森林整備担い手育成基金助成事業費補助金
3. 林業総合センター管理費	442	680	1,122				680	15. 工事請負費	680	林業センター空調機取替工事
計	86,126	1,114	87,240			143	971			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産総務費	81,692	28	81,720				28	3. 職員手当等	28	勤勉手当
計	86,079	28	86,107				28			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	98,224	712	98,936	1,600	1,200		△2,088	19. 負担金補助及び交付金	712	廃止路線代替バス運行費補助金 367 生活交通路線維持費補助金 345
3. 観光費	99,384	3,400	102,784	1,700			1,700	13. 委託料	3,400	竹崎カキを満喫するバス運行事業委託料
計	218,124	4,112	222,236	3,300	1,200		△388			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	33,703	47	33,750				47	3. 職員手当等	17	勤勉手当
								4. 共済費	30	共済組合負担金
計	33,703	47	33,750				47			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	36,664	133	36,797				133	3. 職員手当等	74	勤勉手当
								4. 共済費	59	共済組合負担金
3. 道路新設改良費	101,000	1,652	102,652		△2,100		3,752	17. 公有財産購入費	1,652	土地購入費
計	332,296	1,785	334,081		△2,100		3,885			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾管理費	228	0	228					9. 旅費	△24	普通旅費
								11. 需用費	24	消耗品費
計	228	0	228							

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 消防施設費	15,433	737	16,170				737	19. 負担金補助及び交付金	737	消防施設整備費補助金
計	219,787	737	220,524				737			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	81,061	54	81,115				54	3. 職員手当等	31	期末手当(特別職)
								4. 共済費	23	共済組合負担金(特別職)
計	82,697	54	82,751				54			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	47,701	448	48,149				448	3. 職員手当等	146	勤勉手当
								4. 共済費	302	共済組合負担金
計	90,011	448	90,459				448			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

3. 学校給食費	79,415	174	79,589		900		△726	3. 職員手当等	42	勤勉手当
								4. 共済費	132	共済組合負担金
計	388,660	174	388,834		900		△726			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農地等災害復旧費	32	37,510	37,542	32,111	3,400	1,400	599	3. 職員手当等	405	時間外勤務手当	
								11. 需用費	105	消耗品費	85
										燃料費	20
								15. 工事請負費	37,000	農地等災害復旧事業	
計	2,088	37,510	39,598	32,111	3,400	1,400	599				

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	2		15,720	4,897 (3.25)	4,791	25,408	3,587	28,995	
	議員	11	33,240		10,353 (3.25)		43,593	13,154	56,747	
	その他	864	51,043				51,043		51,043	
	計	877	84,283	15,720	15,250	4,791	120,044	16,741	136,785	
補正前	長等	2		15,720	4,821 (3.15)	4,791	25,332	3,587	28,919	
	議員	11	33,240		10,194 (3.15)		43,434	13,154	56,588	
	その他	864	51,043				51,043		51,043	
	計	877	84,283	15,720	15,015	4,791	119,809	16,741	136,550	
比 較	長等				76 (0.10)		76		76	
	議員				159 (0.10)		159		159	
	その他									
	計				235		235		235	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	89		359,273	271,275	630,548	127,992	758,540	
補 正 前	90		358,413	268,801	627,214	126,810	754,024	
比 較	△ 1		860	2,474	3,334	1,182	4,516	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	16,611	87,102	51,280	2,469	7,227	3,941
	補 正 前	16,513	86,836	50,085	2,469	7,227	3,941
	比 較	98	266	1,195			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		20,143	21	252	82,229
	補 正 前		19,417	21	252	82,040
	比 較		726			189

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	860	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	860		
職 員 手 当	2,474	制度改正に伴う増減分	1,226	勤勉手当 1,195 期末手当 31	
		その他の増減分	1,248	扶養手当 98 期末手当 235 時間外勤務手当 726 退職手当組合負担金 189	

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)				
補 正 後	2.025	2.275		4.30	有	
補 正 前	2.025	2.175		4.20	有	
国 の 制 度	2.025	2.275		4.30	有	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
太良町定住促進住宅整備事業費	補正前								
	補正後	1,021,138		平成28年度 から平成59 年度まで	1,021,138	324,654		696,484	0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	25,642	20,542	9,700	7,090	23,152
	補 正 (B)			3,400		3,400
	補 正 後 (C)	25,642	20,542	13,100	7,090	26,552
(1) 農 林 水 産	補 正 前 (A)	11,225	9,009	700	2,775	6,934
	補 正 (B)			3,400		3,400
	補 正 後 (C)	11,225	9,009	4,100	2,775	10,334
合 計	補 正 前 (A)	4,655,716	4,528,219	527,092	424,910	4,630,401
	補 正 (B)			3,400		3,400
	補 正 後 (C)	4,655,716	4,528,219	530,492	424,910	4,633,801

平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月2日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		155,049	2,000	157,049
	1. 他会計繰入金	125,049	2,000	127,049
歳入合計		1,998,949	2,000	2,000,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		14,939	130	15,069
	1. 総務管理費	8,414	130	8,544
2. 保険給付費		1,056,934	0	1,056,934
	1. 療養諸費	912,620	0	912,620
8. 保健事業費		18,289	120	18,409
	1. 特定健康診査等事業費	15,129	120	15,249
12. 予備費		118,818	1,750	120,568
	1. 予備費	118,818	1,750	120,568
歳 出 合 計		1,998,949	2,000	2,000,949

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	155,049	2,000	157,049	
歳入合計	1,998,949	2,000	2,000,949	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,939	130	15,069				130
2. 保険給付費	1,056,934	0	1,056,934			2,000	△2,000
8. 保健事業費	18,289	120	18,409				120
12. 予備費	118,818	1,750	120,568				1,750
歳 出 合 計	1,998,949	2,000	2,000,949			2,000	

2 歳 入

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	125,049	2,000	127,049	5. 財政安定化支援繰入金	1,747	財政安定化支援繰入金
				8. 子どもの医療費助成事業費繰入金	253	子どもの医療費助成事業費繰入金
計	125,049	2,000	127,049			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	7,421	130	7,551				130	13. 委託料	130	電算システム改修委託料
計	8,414	130	8,544				130			

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	870,000	0	870,000			2,000	△2,000			財源組替
計	912,620	0	912,620			2,000	△2,000			

(款) 8. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	15,129	120	15,249				120	12. 役務費	120	手数料
計	15,129	120	15,249				120			

(款) 12. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	118,818	1,750	120,568				1,750			
計	118,818	1,750	120,568				1,750			

議案第77号

平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年12月2日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		95,500	34	95,534
	1. 事業費	95,500	34	95,534
3. 予備費		161	△34	127
	1. 予備費	161	△34	127
歳出合計		113,352	0	113,352

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	95,500	34	95,534			34	
3. 予備費	161	△34	127			△34	
歳出合計	113,352	0	113,352				

2 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	12,285	34	12,319			34		3. 職員手当 等	34	勤勉手当
計	95,500	34	95,534			34				

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	161	△34	127			△34				
計	161	△34	127			△34				

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		4,010	2,729	6,739	1,096	7,835	
補 正 前	1		4,010	2,695	6,705	1,096	7,801	
比 較	0		0	34	34	0	34	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	156	944	595			51
	補 正 前	156	944	561			51
	比 較	0	0	34			0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		100	883
	補 正 前		100	883
	比 較		0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	34	制度改正に伴う増減分	34	勤勉手当	34
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)				
本 年 度	2.025	2.275		4.30	有	
前 年 度	2.025	2.175		4.20	有	
国 の 制 度	2.025	2.275		4.30	有	

平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,243千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月2日提出
太良町長 岩島正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		7,678	27	7,705
	2. 他会計補助金	1,625	27	1,652
3. 資本的収入		36,090	22,067	58,157
	2. 他会計繰入金	36,090	22,067	58,157
歳入合計		103,149	22,094	125,243

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		43,545	98	43,643
	1. 総務費	17,598	98	17,696
2. 事業外費用		6,088	0	6,088
	1. 公債費	3,278	0	3,278
3. 資本的費用		47,231	22,562	69,793
	1. 建設事業費	35,038	22,562	57,600
	3. 公債費	12,182	0	12,182
4. 予備費		6,285	△566	5,719
	1. 予備費	6,285	△566	5,719
歳 出 合 計		103,149	22,094	125,243

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	7,678	27	7,705	
3. 資本的収入	36,090	22,067	58,157	
歳入合計	103,149	22,094	125,243	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	43,545	98	43,643				98
2. 事業外費用	6,088	0	6,088			27	△27
3. 資本的費用	47,231	22,562	69,793			22,067	495
4. 予備費	6,285	△566	5,719				△566
歳出合計	103,149	22,094	125,243			22,094	

2 歳 入

(款) 2. 事業外収入 (項) 2. 他会計補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計補助金	1,625	27	1,652	1. 一般会計補助金	27	一般会計補助金
計	1,625	27	1,652			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	36,090	22,067	58,157	1. 一般会計繰入金	22,067	一般会計繰入金
計	36,090	22,067	58,157			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	17,598	98	17,696				98	3. 職員手当等	98	扶養手当 33 期末手当 8 勤勉手当 57
計	17,598	98	17,696				98			

(款) 2. 事業外費用 (項) 1. 公債費

1. 利子	3,278	0	3,278			27	△27			財源組替
計	3,278	0	3,278			27	△27			

(款) 3. 資本的費用 (項) 1. 建設事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 建設改良増設費	35,038	22,562	57,600			22,000	562	15. 工事請負費	22,562	水道施設改良事業
計	35,038	22,562	57,600			22,000	562			

(款) 3. 資本的費用 (項) 3. 公債費

1. 元金	12,182	0	12,182			67	△67			財源組替
計	12,182	0	12,182			67	△67			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	6,285	△566	5,719				△566			
計	6,285	△566	5,719				△566			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2		6,844	5,084	11,928	1,996	13,924	
補 正 前	2		6,844	4,986	11,830	1,996	13,826	
比 較	0		0	98	98	0	98	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	303	1,577	987			206
	補 正 前	270	1,569	930			206
	比 較	33	8	57			0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		505	1,506
	補 正 前		505	1,506
	比 較		0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	98	制度改正に伴う増減分	57	勤勉手当	57
		その他の増減分	41	扶養手当 期末手当	33 8

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)				
補 正 後	2.025	2.275		4.30	有	
補 正 前	2.025	2.175		4.20	有	
国 の 制 度	2.025	2.275		4.30	有	

議案第 79 号

平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	55,600千円	0千円	55,600千円
第1項	営 業 費 用	45,886千円	355千円	46,241千円
第4項	予 備 費	7,048千円	△ 355千円	6,693千円

第3条 予算第5条(1)中「16,043千円」を「16,398千円」に改める。

平成28年12月 2日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成 28 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費			55,600	0	55,600
	1 営業費用		45,886	355	46,241
		2 配水及び給水費	16,911	121	17,032
		4 総係費	10,618	234	10,852
	4 予備費		7,048	△355	6,693
		1 予備費	7,048	△355	6,693
収益的支出合計			55,600	0	55,600

平成 28 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		55,600	0	55,600			
1 営業費用		45,886	355	46,241			
	2 配水及び給水費	16,911	121	17,032			
					2 手当等	32	勤勉手当
					3 賞与引当金繰入額	27	期末手当分 1 勤勉手当分 22 期末・勤勉手当分(法定福利費) 4
					4 法定福利費	62	職員共済費
	4 総係費	10,618	234	10,852			
					2 手当等	119	期末手当 18 勤勉手当 36

(単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
							扶養手当 65
					3 賞与引当金繰入額	44	期末手当分 11 勤勉手当分 24 期末・勤勉手当分(法定福利費) 9
					4 法定福利費	71	職員共済費
4 予備費		7,048	△355	6,693			
	1 予備費	7,048	△355	6,693			
					1 予備費	△355	予備費
収益的支出合計		55,600	0	55,600			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,788	6,199	13,987	2,411	16,398
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,788	6,199	13,987	2,411	16,398
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,788	5,990	13,778	2,265	16,043
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,788	5,990	13,778	2,265	16,043
比較	損益勘定支弁職員		0		0	209	209	146	355
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	209	209	146	355

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 費	住 居 手 当	合 計
	補正後	647		3,137	51	650	1,714		6,199
	補正前	582		2,993	51	650	1,714		5,990
	比較	65		144	0	0	0		209

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	209	制度改正に伴う増減分	144	期末勤勉手当	144
		その他の増減分	65	扶養手当	65

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)				
本 年 度	2.025	2.275		4.30	有	
前 年 度	2.025	2.175		4.20	有	
国 の 制 度	2.025	2.275		4.30	有	

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	議案上程 町長提案 議案第80号 町長の提案理由の説明
追加日程第2	議案第80号 教育委員会教育長の任命について
追加日程第3	発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
追加日程第4	意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出について
追加日程第5	意見書第4号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)の提出について

追加提出議案目録

議案第80号 教育委員会教育長の任命について

上記のとおり

平成28年12月 9日

太良町長 岩島正昭

追加提出議案目録

- 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出について
意見書第4号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

平成28年 12月 9日

太良町議会議長 坂口 久信

議案第80号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を太良町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成28年12月9日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字多良1919番地
氏 名 松 尾 雅 晴
生年月日 昭和25年2月2日

(提案理由)

平成28年12月23日をもって教育委員の任期が満了する松尾雅晴氏を教育長に任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

発議第3号

平成28年12月9日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

別紙

太良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

太良町議会会議規則（昭和39年太良町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第17条を次のように改める。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3（修正の動議）の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛同者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

第48条第1項中「起立又は」及び「自己の議席番号を告げ、」を削り、同条第2項中「起立又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

条文の整理に伴い、太良町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

平成28年12月 9日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

別紙

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様

平成28年12月 9日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	末次利男
賛成者	太良町議会議員	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
総務大臣	高市早苗	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様